**平成２２年（フ）第６７号**
福島県西白河郡矢吹町小松220―２　安藤アパート戸建Ｂ棟、申立時住所福島県西白河郡矢吹町小松251番地５　安藤ハイツ９号棟103号
債務者　鈴木　善浩
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第８７５号**
名古屋市守山区鳥羽見２丁目３番30号
債務者　田邉　利枝
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７１５号**
神戸市灘区長峰台２丁目１番１―301号、従前の住所神戸市灘区六甲町１丁目６番21号サンビルダー六甲601
債務者　稲葉　尚子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７７９号**
神戸市灘区徳井町５丁目３番14号サンハイツ・セノオ303、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田５丁目278番地
債務者　岡田　和恵
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７９３号**
神戸市長田区大谷町１丁目４番３号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目２番18―602号
債務者　岩崎　佳章
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３１号**
大分市大字下郡1721番地の30　市営１Ａ１―26
債務者　合川　秀生
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６００号**
名古屋市中川区畑田町２丁目２番地　市営畑田荘４棟107号
債務者　服部　晴光
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１６３２号**
名古屋市天白区原２丁目1601番地　シャンポール原203号
債務者　鈴木　裕子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１６５４号**
名古屋市中川区長良町３丁目55番地の３　アーバン長良南棟106号
債務者　山村　　清
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１８３号**
奈良市法蓮町1191番地
債務者　甲斐百合子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第１７５号**
広島県福山市千田町字坂田北５番地、旧住所広島県福山市奈良津町１丁目３番13号　サンシャインキャッスル506
債務者　加藤沙耶加
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２９３号**
青森県むつ市大湊新町22番32号
債務者　河野　啓一
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３２４号**
青森市大字安田字近野418番地25
債務者　神　よしゑ
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４０号**
広島県福山市神辺町大字新湯野６番地１　スカイハイツ河相Ａ203、旧住所広島県福山市加茂町字中野２丁目78番地
債務者　藤田　マリ
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第１６６号**
広島県福山市日吉台１丁目７番６号、旧住所広島県福山市能島３丁目２番５―501号
債務者　野中智香子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第１８１号**
広島県福山市日吉台２丁目６番22号、旧住所広島県福山市日吉台１丁目６番34号
債務者　矢吹　勝直
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第１４３号**
松江市国屋町315番地３　コーポセントムーン201号、前住所松江市比津町35番地16
債務者　川岸　雅義
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部